

島根県身体障がい者補助犬健康管理費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、身体障害者補助犬法（以下「法」という。）に規定されている身体障害者補助犬（法に定める盲導犬，介助犬及び聴導犬をいう。以下「補助犬」という。）の健康管理等に必要な措置に関する経費を、補助犬を使用する身体障がい者（以下「使用者」という。）に助成することにより、当該使用者の経済的負担を軽減し、公衆衛生上の危害発生防止、補助犬の健康維持、使用者の社会参加の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は島根県（以下「県」という。）とする。ただし、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

(事業内容)

第3条 当該使用者が補助犬の健康管理に必要な別表1に掲げる措置等を行う際の経費を助成する。また、別表1に掲げる以外の措置等についても、別表1に掲げる措置等と同等の措置等であると県が認めた場合は、助成の対象とする。

2 他の制度で助成を受けたものについては、本事業での助成対象としない。

3 助成額は年間一頭当たり40,000円を限度とする。ただし、別表1に規定する措置等を行った場合に使用者が実際に支払った経費が限度額に満たない場合は、その額を限度とする。

(利用対象者)

第4条 この事業の対象者は、県内に居住する身体障がい者であって、補助犬を使用する者とする。

(事業費)

第5条 事業費は予算の範囲内で県が必要と認めた額とする。

(附則)

この要綱は、平成25年12月20日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年6月20日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(別表 1)

獣医師による 健康診断	【一次検査】問診、視診、触診、打診、聴診、体温/脈拍計測、血液学的検査、糞便検査
	【二次検査】血液生化学的検査、尿検査、糞便検査
	【精密検査】上記により異常が疑われる場合に必要な検査
獣医師による 予防接種	狂犬病ワクチン、犬レプトスピラ病ワクチン、犬パルボウイルス感染症ワクチン
獣医師による 疾病予防措置	フィラリアの予防、ノミ及びマダニの寄生予防・駆除 皮膚病等の予防（人への感染があるものに限る）